

確定申告・住民税申告は 市役所・須屋市民センター の 2会場 です

●問い合わせ先 税務課 市税班 ☎096-248-1114

例年2月中旬から3月中旬に市が行なっている申告受付は、市役所・須屋市民センターの2会場で行ないます。御代志市民センター・泉ヶ丘市民センターをこれまで利用していた人で、来場方法などが分からぬ人はお問い合わせください。



住民税の申告とは

前年所得がある人は、1月1日に住所のある市区町村に、申告をする必要があります。

市区町村は、申告に基づいて個人住民税額を決定します。

※国民健康保険の軽減を受ける人は申告義務がなくても、申告がなければ軽減を受けられません

住民税の申告義務者

前年所得がある人

次のどれかに該当する人は申告の必要はありません

- ・税務署で所得税の確定申告をする人
- ・給与所得のみで、年末調整をした人
- ・公的年金(国民年金・厚生年金・企業年金など)のみの所得で、源泉徴収票に記載されている以外の控除を受けない人

※収入がない場合でも、住民サービスを受けるため、収入がない旨の申告(ゼロ申告)をしてください



住民税の電子申告 1月5日(月)スタート

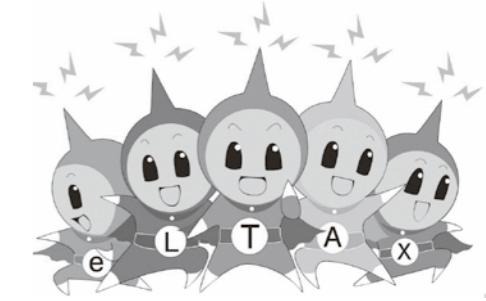
令和8年度分の住民税申告は、自宅でスマートフォン・パソコンからマイナンバーを利用して1月5日(月)から電子申告が可能となります。また、市の申告会場でもご自身のスマートフォンとマイナンバーカードを利用して電子申告を体験できます。必要なものを準備して来場してください。



▲市ホームページ

▶電子申告に必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカードの数字4桁パスワード、英数字6~16桁のパスワード
- ・申告内容を確認する源泉徴収票などの所得金額が分かるもの、保険料控除証明書など
- ・申告受付完了などを受信するメールアドレス



eLTAX イメージキャラクター
エルレンジャー

※マイナンバーカードのパスワードを忘れた場合

本人がマイナンバーカードを持って市役所または支所で再設定の手続きを行なってください



住民税の電子申告推進 ~バス券助成~

住民税電子申告の推進と、令和7年10月に再編したコミュニティ交通(レターバス・乗合タクシー)の利用促進を目的に、申告会場へ公共交通で来場した人にコミュニティ交通回数券2枚を配布します(要申請)。新しくなったコミュニティ交通を利用したことがない人は、この機会に利用して、電子申告も体験してみてください。

また、公共交通で来場される場合、スムーズに乗り継いで帰宅できるよう、申告会場を予約して来場することをおすすめします。



LINE予約2月1日(日)開始

市公式LINEから市の申告会場予約が可能となります。予約した人から優先的に受け付けします。待ち時間短縮のためLINE予約を利用してください。詳しくは2月号で案内します。



申告の準備はお早めに

申告会場には、医療費や事業の経費など事前に整理・作成した内訳書などを持って来場してください。内訳書などの作成ができない人は、受付できません。申告の準備は早めにお願いします。

医療費控除の明細書、一般、農業、不動産の収支内訳書が必要な人は税務署HPからダウンロードするか、税務課に設置しています。